

平成 30 年（わ）第 50 号税理士法違反、法人税法違反幫助  
倉敷民商弾圧事件：襦屋裁判

## 弁護団申請の証人・証拠を十分に調べ、無罪判決を出すことを求める要請

岡山地方裁判所

裁判長 後藤有己 殿

### 【要請の趣旨】

2018年1月12日、広島高裁岡山支部（長井秀典裁判長）は、倉敷民主商工会事務局員の襦屋町子さんに対する法人税法違反ほう助と税理士法違反を問う公判で、不当な一審判決を破棄し、審理を岡山地裁に差し戻すとの判決を言い渡しました。高裁は、先の一審で裁判所が査察官報告書を鑑定書に準ずるものとして採用したことを違法として断罪しました。弁護側が申請した証拠・証人をことごとく不採用にするなど、検察側有利の訴訟指揮をとったことも違法・不当であると言うほかありません。また、判決は、差し戻し後の裁判の在り方について「付言」し、争点を整理したうえで証拠資料の提出を要求しました。これは、当初から弁護団が求めていたことであり、一審での検察側の立証方法に問題があったことも明らかとなっています。これまでの審理において、襦屋さんが脱税をほう助したとする証拠は提出されていません。税理士法違反についても、課税の適正を損なう「恐れ」があったという仮定に基づいた理由で罪を科しています。この事件は、「冤罪」であり、申告納税権の実効化をすすめ、徴税強化に反対する民主商工会の活動の弱体化を狙った弾圧です。断罪されるべきは、襦屋さんに罪を着せるために、犯罪をでっち上げた検察・警察と国税当局です。

襦屋さんは、428日間も不当に勾留され、事件発生から4年もの月日をたたかっています。二度目の地裁審理においては、襦屋さん・弁護団が求める証人・証拠を十分に調べ、公平・公正かつ迅速に審理をすすめ、無罪判決を出されるよう要請します。

### 【要請事項】

弁護団の請求する証拠・証人を採用し、公平・公正かつ迅速に審理をすすめ、襦屋さんの無罪判決を出すこと

氏 名	住 所